

串間市立本城中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第1 いじめ防止等の対策における基本的な方向に関する事項

① いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ウ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問題であると理解する。
- エ 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

② 生徒の責務

- ア 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- イ 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- ウ 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

③ 学校及び教職員の責務

- ア 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- イ 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

④ いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

① いじめ防止等のために学校が実施すべき対策

ア 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

(ア) 「いじめ不登校対策委員会」の設置

構成員

【学校関係者】

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整、記録）、生徒指導主事（指導）、学級担任（指導）、養護教諭（支援）、各学年職員 ※事案により柔軟に編制する。

【外部専門家】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーター

(イ) 委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(ウ) 会議の開催

- 週に1回の定例会の開催（水曜日の朝、全職員で全学級の状況を確認。）

イ 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(ア) 未然防止

- わかる授業の実施
 - ・ 「わかった・できた・楽しかった」という感動体験
 - ・ より多くの事を学びたいという姿勢の獲得
- 道徳教育の充実
 - ・ 法やルール of 意義や遵守の理解
 - ・ 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
 - ・ 主体的に判断し、適性に行動できる人間の育成
- 豊かな人間関係づくり
 - ・ Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
 - ・ 委員会活動及び部活動等での異年齢集団による活動の充実
- 規範意識の育成
 - ・ いじめ防止対策推進法の周知
 - ・ 生活規範や学習規律の確立
- 教師の人権意識の向上
 - ・ いじめ事例研修の実施
 - ・ 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

(イ) 早期発見

- 生徒理解の時間における共通理解（毎週水曜日の朝、全職員で全学級の状況を確認。）
- 定期的なアンケート調査（Q-U調査）
 - ・月に1回のいじめアンケートの実施
 - ・Q-U調査の実施（1・2学年：5・2月　3学年：5月）
- 教育相談の実施
 - ・教育相談週間の実施（5・11月・2月）
- 生徒観察
 - ・複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解
 - ・昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する。
- いじめ相談窓口の設置
 - ・相談窓口の校正（生徒指導主事・特別支援コーディネーター）

(ウ) 事後指導・支援

- いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聴く
- ・ 苦痛に対して本気になって精いっぱい理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

- いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気づかせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気づいたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

- いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(エ) 年間指導計画

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童生徒が主体となった活動	教職員が主体となった活動	対策委員会が主体となった活動	
4月	○対面式での異学年交流	○PTA総会での説明 ○学校参観日・学級懇談	○いじめ相談窓口の周知 ○新学年生徒の情報交換	○特別支援を必要とする生徒の共通理解
5月	○生徒総会		○Hyper-QUの実施 ○教育相談週間	
6月		○学校参観日・学級懇談	○いじめを抑止するアンケート	
7月		○学校参観日・学級懇談 ○オープンスクール ○インターネット安全教室		
8月		○Hyper-QUを使用したの生徒指導研修(いじめ防止について)		○特別支援を必要とする生徒の共通理解
9月			○いじめ相談窓口の周知	
10月				
11月	○遠足		○教育相談週間 ○いじめアンケート(県実施)	
12月	○生徒会による人権集会	○学校参観日・学級相談 ○人権週間(4日～10日)	○いじめ相談窓口の周知	
1月				
2月	○立志式(2年)	○学校参観日・学級相談	○教育相談週間 ○Hyper-QUの実施 ○いじめを抑止するアンケート	
3月	○送別行事		○進級時の情報の確実な引き継ぎ(Hyper-QUを使用)	○小中引き継ぎ
通年	○Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり ○委員会活動及び部活動等での異年齢集団による活動の充実	○わかる授業の実施 ○道徳教育の充実 ○豊かな人間関係づくり ○規範意識の育成 ○教師の人権意識の向上	○複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解 ○休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する。	○特別支援教育の継続的な研修
週1回		○毎週水曜日の職朝 生徒理解の時間 ○学校関係者評価委員会での状況説明・意見聴取 ○教育相談		
学期1回				
月1回			○いじめアンケートの実施・職員全体の共通理解	

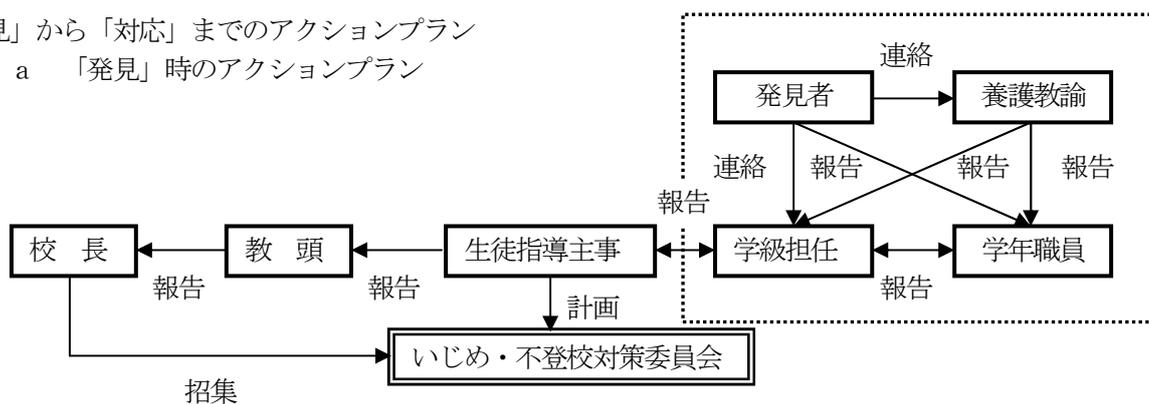
(オ) 早期対応(いじめに対するアクションプラン)

いじめの発生
(発見者) 概要の報告
・いじめられた生徒
・いじめた生徒
・発生時間や場所等

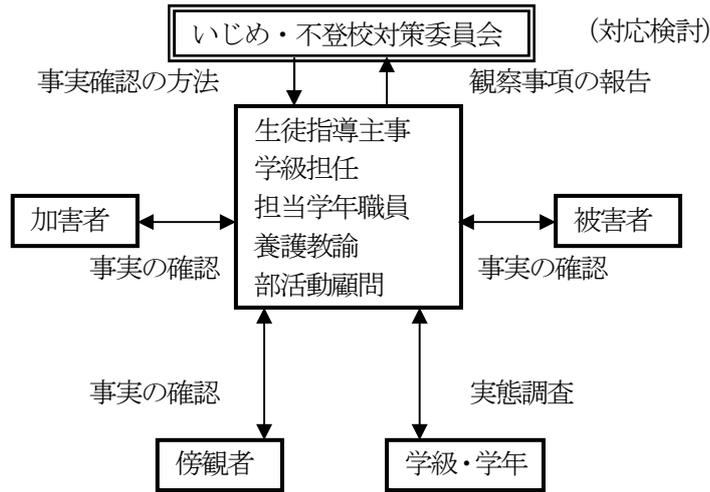
- ◇発見者のみで対応できない場合は周囲に応援を求める。
- ◇強い態度でいじめを止め、被害者を守る。
- ◇被害者がケガをしている場合は、まず手当をする。
- ◇被害者から状況を聞くと共に、安心させる言葉をかける。
- ◇加害者・傍観者に注意をすると共に、冷静に状況を把握する。
- ◇対外的な窓口は教頭のみとする。

いじめ「発見」から「対応」までのアクションプラン

a 「発見」時のアクションプラン



b 「究明・対応検討」時のアクションプラン



c 「対応」時のアクションプラン

